破産手続廃止

平成２３年（フ）第２６号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1743番地１
キャッスルエミコ101
破産者　黛　　孝男
１　決定年月日　平成23年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
群馬県前橋市千代田町４丁目３番６号
破産者　有限会社イトウ企画
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１３６６１号
神奈川県川崎市中原区井田杉山町12－８－105
破産者　川野　秀樹
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１４０号
東京都千代田区隼町３番19号
破産者　株式会社アイセンス
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０１９号
千葉県野田市中根196－１－201、開始決定時の住所千葉県野田市宮崎64－44
破産者　山下　英将
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６３５号
埼玉県児玉郡上里町七本木1191　サンシティー75－Ⅱ－202
破産者　堀内　宗政
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６３６号
埼玉県本庄市田中77－２
破産者　堀内　武郎
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６３７号
埼玉県本庄市田中77－２
破産者　堀内やすゑ
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６３８号
埼玉県児玉郡上里町七本木1191　サンシティー75－Ⅱ－202
破産者　松浦　明美（旧姓堀内）
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１２１号
神奈川県藤沢市高倉2226番地の５
破産者　有限会社ハウスクリエイト
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３１９号
埼玉県蓮田市大字馬込1686－15、開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目1738－５－310
破産者　河田　道生
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３９号
千葉県船橋市栄町１丁目22番５号
破産者　株式会社廣沢シヤーリング工業所
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０００８号
東京都中央区勝どき６丁目６－１－1208
破産者　原田　直美
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１２７号
東京都港区新橋１丁目18番２号
破産者　株式会社マーキングマジック
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４３９号
東京都大田区南蒲田３丁目３－13－203、開始決定時の住所東京都大田区西糀谷３丁目44－３－402
破産者　秋本　一豊
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５７３号
東京都調布市深大寺東町３丁目11－12－101
破産者　松下　伸男
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８５０号
埼玉県新座市野火止１丁目10－８
破産者　勝山　和晴
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３７５号
東京都世田谷区鎌田４丁目７－31－101、開始決定時の住所東京都世田谷区瀬田５丁目29－17－101
破産者　馬場　真一
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９０９号
東京都世田谷区等々力６丁目９－18－205
破産者　佐々木行博
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６号
東京都豊島区千川２丁目９－10－301
破産者　柳　二三夫
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８４号
東京都江戸川区西小岩１丁目７－６－302
破産者　稲垣　洋一
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部